

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【公開番号】特開2005-340888(P2005-340888A)

【公開日】平成17年12月8日(2005.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-048

【出願番号】特願2004-152807(P2004-152807)

【国際特許分類】

H 04 N 5/92 (2006.01)

H 04 N 5/44 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/92 H

H 04 N 5/44 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月30日(2007.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

13のセグメントに分割された伝送帯域幅を有し、その内の1セグメントを占有する1セグメント放送と、他の12セグメントを占有する12セグメント放送とを受信する受信手段と、

前記受信手段により受信される12セグメント放送および1セグメント放送から12セグメント放送の映像データ、1セグメント放送の映像データおよび1セグメント放送の音声データを記録する記録手段と

を具備することを特徴とする放送記録装置。

【請求項2】

前記記録手段は、12セグメント放送の音声データと1セグメント放送の音声データとが同一のデータ形式である場合には、12セグメント放送の映像データ、1セグメント放送の映像データおよび1セグメント放送の音声データを記録することを特徴とする請求項1記載の放送記録装置。

【請求項3】

前記記録手段にて記録された12セグメント放送を再生する場合には、12セグメント放送の映像データと1セグメント放送の音声データとを再生する再生手段を具備することを特徴とする請求項1記載の放送記録装置。

【請求項4】

13のセグメントに分割された伝送帯域幅を有し、その内の1セグメントを占有する1セグメント放送と、他の12セグメントを占有する12セグメント放送とを受信する受信処理と、

前記受信処理にて受信される12セグメント放送および1セグメント放送から12セグメント放送の映像データ、1セグメント放送の映像データおよび1セグメント放送の音声データを記録する記録処理と

をコンピュータで実行させることを特徴とする放送記録処理プログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】放送記録装置および放送記録処理プログラム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、地上デジタル放送を記録する放送記録装置および放送記録処理プログラムに関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで本発明は、このような事情に鑑みてなされたもので、12セグメント放送と1セグメント放送とを記録する際の記録データ量を削減することができる放送記録装置および放送記録処理プログラムを提供することを目的としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するため、請求項1に記載の発明では、13のセグメントに分割された伝送帯域幅を有し、その内の1セグメントを占有する1セグメント放送と、他の12セグメントを占有する12セグメント放送とを受信する受信手段と、前記受信手段により受信される12セグメント放送および1セグメント放送から12セグメント放送の映像データ、1セグメント放送の映像データおよび1セグメント放送の音声データを記録する記録手段とを具備することを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記請求項1に從属する請求項2に記載の発明では、前記記録手段は、12セグメント放送の音声データと1セグメント放送の音声データとが同一のデータ形式である場合には、12セグメント放送の映像データ、1セグメント放送の映像データおよび1セグメント放送の音声データを記録することを特徴とする

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記請求項1に從属する請求項3に記載の発明では、前記記録手段にて記録された12セ

グメント放送を再生する場合には、12セグメント放送の映像データと1セグメント放送の音声データとを再生する再生手段を具備することを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項4に記載の発明では、13のセグメントに分割された伝送帯域幅を有し、その内の1セグメントを占有する1セグメント放送と、他の12セグメントを占有する12セグメント放送とを受信する受信処理と、前記受信処理にて受信される12セグメント放送および1セグメント放送から12セグメント放送の映像データ、1セグメント放送の映像データおよび1セグメント放送の音声データを記録する記録処理とをコンピュータで実行させることを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によれば、12セグメント放送と1セグメント放送とを記録する際の記録データ量を削減することができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】